

市第54号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

180円	を	200円	に、
720円		800円	

2,200円	2,500円
3,400円	3,800円
4,600円	5,200円
2,000円	2,200円
3,100円	3,600円
4,300円	4,900円
200円	220円
3,900円	4,500円
83円	94円
120円	130円

180円	を	200円	に改める。
240円		270円	
350円		400円	
470円		540円	
830円		940円	
1,200円		1,300円	
2,400円		2,700円	
264円		293円	
900円		1,000円	
3,900円		4,500円	
3,900円		4,500円	
10,200円		13,200円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

一般下水道の占用料を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表第 3（第 28 条第 1 項）

種 別		単 位	金 額	
土 地 占 用 料	通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	$\frac{200円}{180円}$	
		幅員が2.5メートルを超えるもの	$\frac{800円}{720円}$	
	(省 略)		(省 略)	
	電 柱	第 一 種 電 柱	1本につき1年	$\frac{2,500円}{2,200円}$
		第 二 種 電 柱		$\frac{3,800円}{3,400円}$
		第 三 種 電 柱		$\frac{5,200円}{4,600円}$
	電 話 柱	第 一 種 電 話 柱		$\frac{2,200円}{2,000円}$
		第 二 種 電 話 柱		$\frac{3,600円}{3,100円}$
		第 三 種 電 話 柱		$\frac{4,900円}{4,300円}$
	そ の 他 の 柱 類			$\frac{220円}{200円}$
送 電 塔		占用面積1平方メートルにつき1年		$\frac{4,500円}{3,900円}$
	外径が0.07メートル未満のもの			$\frac{94円}{83円}$
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			$\frac{130円}{120円}$

水管、ガス管、引水管、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>200円</u> 180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>270円</u> 240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>400円</u> 350円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>540円</u> 470円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>940円</u> 830円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,300円</u> 1,200円
	外径が1メートル以上のもの		<u>2,700円</u> 2,400円
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの		<u>293円</u> 264円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		<u>1,000円</u> 900円
棧	橋	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>4,500円</u> 3,900円
鉄道、軌道等の用に供するもの			<u>4,500円</u> 3,900円
工事用施設及び工事用材料置場			<u>13,200円</u> 10,200円
(省 略)			(省 略)
(省 略)			

(備考省略)